

議案第14号

羽曳野市立教育・保育施設設置条例の一部を改正する条例の制定
について

羽曳野市立教育・保育施設設置条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和2年2月25日 提出

羽曳野市長 北川 嗣 雄

提 案 理 由

市立高鷲北幼稚園を廃止するため、この条例を制定しようとするものであります。

羽曳野市立教育・保育施設設置条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日

羽曳野市条例第 号

羽曳野市立教育・保育施設設置条例(平成 29 年羽曳野市条例第 29 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条の表中羽曳野市立高鷲北幼稚園の項を削る。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

羽曳野市立教育・保育施設設置条例 新旧対照表

新	旧														
<p>(幼稚園の設置)</p> <p>第3条 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する幼稚園(以下「幼稚園」という。)を次のとおり設置する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>羽曳野市立西浦東幼稚園</td> <td>羽曳野市広瀬 97 番地の1</td> </tr> </tbody> </table> <p>以下省略</p>	名称	位置	省略		羽曳野市立西浦東幼稚園	羽曳野市広瀬 97 番地の1	<p>(幼稚園の設置)</p> <p>第3条 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する幼稚園(以下「幼稚園」という。)を次のとおり設置する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>羽曳野市立西浦東幼稚園</td> <td>羽曳野市広瀬 97 番地の1</td> </tr> <tr> <td>羽曳野市立高鷲北幼稚園</td> <td>羽曳野市島泉 5 丁目 3 番 20 号</td> </tr> </tbody> </table> <p>以下省略</p>	名称	位置	省略		羽曳野市立西浦東幼稚園	羽曳野市広瀬 97 番地の1	羽曳野市立高鷲北幼稚園	羽曳野市島泉 5 丁目 3 番 20 号
名称	位置														
省略															
羽曳野市立西浦東幼稚園	羽曳野市広瀬 97 番地の1														
名称	位置														
省略															
羽曳野市立西浦東幼稚園	羽曳野市広瀬 97 番地の1														
羽曳野市立高鷲北幼稚園	羽曳野市島泉 5 丁目 3 番 20 号														